

令和7年12月10日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和7年12月5日付託分)

産業労働局

目 次

ページ

議案（令和7年度 条例その他）

I	債権の放棄の内容	1
II	和解の概要	2

【議案（条例その他 その4） 定県第159号議案】

I 債権の放棄の内容

(1) 放棄の趣旨

グリーンＩＴ活用産業振興事業委託事業費に係る返還金の債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものである。

(2) 内容

グリーンＩＴ活用産業振興事業委託事業費に係る返還金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
株式会社ア ジャイル・ パッチ・ソ リューションズ 代表取締役 山本 敏	横浜市中区尾 上町五丁目80 番地 神奈川 中小企業セン タービル7階 1号室	円 8,786,358	円 8,786,358	債務者の破産
計1名		8,786,358	8,786,358	

【議案（条例その他 その4） 定県第161号議案】

II 和解の概要

（1）目的

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の償還に伴う連帶保証について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

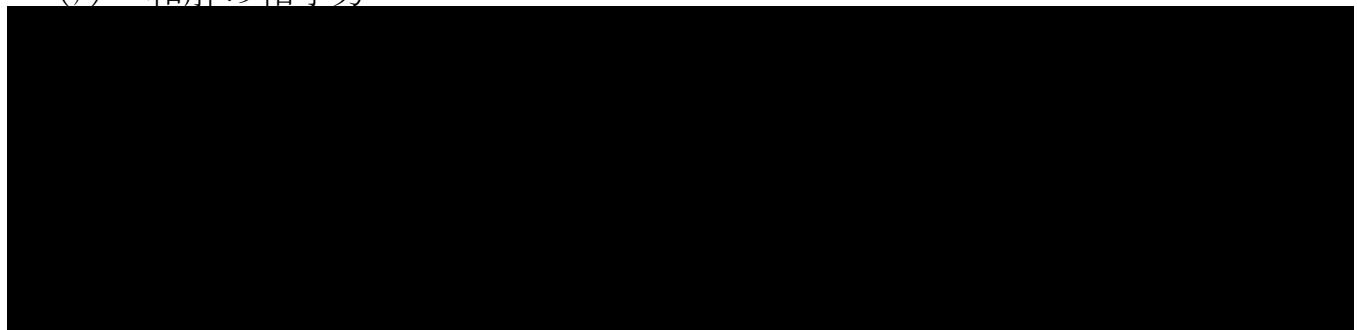
（2）和解の内容

ア 件名

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の償還に伴う連帶保証に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

（ア）和解の相手方

A large rectangular area of the document has been completely redacted with a solid black color.

（イ）和解金額

3億3,889万7,929円

（3）事案の概要

県が平成6年度及び平成7年度に中小企業高度化資金を貸し付けていたテクノ壱番館協同組合（以下「破産者」という。）は、破産手続の開始が決定され、県が破産者に貸し付けた中小企業高度化資金について、連帶保証人3名から和解の申し出があった。

（4）経緯

ア 破産者は、令和5年11月28日、横浜地方裁判所横須賀支部に破産申立てを行い、令和5年12月6日に破産手続の開始が決定された。

イ 令和7年5月14日に行われた第4回債権者集会において、破産者の連帶保証人3名から中小企業高度化資金の残元金全額弁済の申し出があったため、県は申し出を受け入れることとし、県が貸し付けた中小企業高度化資金の残元金全額を連帶保証人3名が弁済するの

であれば、県は連帯保証人3名の連帯保証を解除する和解内容とした。